

令和3年度第3回廃校施設の利活用に係る地域との意見交換会（吉川地区） 議事録

- 1 日時 令和4年3月9日（水） 午後7時～午後8時
- 2 会場 吉川町公民館 2階研修室
- 3 出席者 地域：代表者19名（4名欠席）
市：総合政策部長、総務部長、教育総務部長、企画政策課長、危機管理課長、財政課長、経営管理課長、教育施設課長、吉川町公民館長

4 意見交換の内容

（地域）

これまでから提案のあった地元企業は応募されるのか。

（市）

これまでは、賃借料を示していない中での提案であったので、賃借料を確認されて、提案が可能かどうかを検討されると思われる。市では応募されるかどうかはわからない。

（地域）

事業者募集の範囲は市内企業のみか、それとも県内企業のみか。

（市）

募集の対象は全国の企業である。市内や県内などの制限はない。

（地域）

市で検討されているゴルフの拠点施設が吉川に来ることはないのか。

（市）

現在も市内部で検討中であるが、旧中吉川小学校及び旧上吉川小学校での実施は予定していない。

(地域)

避難所、地域利用について評価項目としていただき、ありがたい。吉川地区で使用できる体育館が少なくなっているのも、スポーツクラブ21の活動など地域での体育館利用に配慮いただきたい。また、スポーツクラブ21の活動について吉川総合公園の使用料の減免をお願いします。

(市)

体育館を地域が使用できるかどうかについては、プロポーザルの評価項目(地域社会との調和)として、加点する予定である。スポーツクラブ21には、吉川総合公園で活動をいただくよう協議している。使用料の減免についても協議中である。

(地域)

廃校施設が避難所として使用できなくなる場合に避難所までの距離が遠くなる人について配慮していただきたい。

(市)

廃校施設がすべて避難所として使用できなくなっても、避難者の収容人数については、十分に他の施設で足りている。避難所までの距離については、市全体で見るとどうしても遠くなる方もおり、市民全員が歩いて行ける位置に避難所を整備することはできない。自力で避難所に行けない方については、災害時要援護者として個別に対応している。

(地域)

市が設定した廃校施設の賃借料が高く営利企業しか応募できないのではないかと。

(市)

市が普通財産を貸与や売却する場合は適正価格で実施することが原則となり、適正価格よりも低い金額で実施する場合は議会の議決が必要となる。そのため、廃校施設の事業者募集に当たり、不動産鑑定士に依頼し、算定された金額を最低価格とした。

ただし、1回目の募集で事業者の決定に至らなかった場合、最低価

格ではなく提案価格で応募できるよう条件を緩和して募集をかける予定である。

(地域)

施設の一括貸与が原則となっているが、廃校施設を一部しか利用しない事業者は応募できない。一部しか利用しない事業者が応募できるようにはしないのか。

(市)

1 回目の募集で事業者の応募がなかった場合の条件緩和として一部貸与についても検討するが、複数の一部貸与事業者が融通して施設全体を活用するのは非常に難しいと思う。

(地域)

東吉川小学校の借地の交換について、市の代替地はどこにあるのか。

(市)

借地と市の土地との交換については、学校敷地内での交換を想定している。

(市)

利活用事業者の公募の方針及び地元からの審査委員の就任について、今回説明させていただいた内容で進めさせていただいてよろしいか。

(地域)

構わない。

(市)

次回の開催については、利活用事業者のプロポーザルの終了後もしくは東吉川小学校の跡地活用について検討いただける目途がついた際に再度日程調整の上、開催させていただく。

また、事業者選定の審査員に就任される方には4月以降別途連絡をさせていただく。4月以降に交代を予定されている方については、後任の方に引継ぎをお願いする。